

法務省民二第2500号

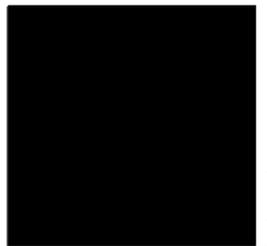
平成20年9月19日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

株式会社日本政策投資銀行の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて
(依命通知)

標記について、別紙甲号のとおり日本政策投資銀行から民事局長あて照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。



政経営20-30号
平成20年9月11日

法務省民事局長
倉吉 敬 殿

日本政策投資銀行
総裁 室伏 穂

株式会社日本政策投資銀行の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて（照会）

日本政策投資銀行は、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）附則第15条第1項の規定により、平成20年10月1日をもって解散し、一切の権利及び義務は同日に設立される株式会社日本政策投資銀行に承継される予定です。

これに伴い、株式会社日本政策投資銀行の貸付け等に係る登記申請、日本政策投資銀行から株式会社日本政策投資銀行への権利の承継に係る登記申請及び株式会社日本政策投資銀行が受ける抵当権等の登記申請について、下記のとおり取り扱いたいと存じますが、登記手続上差し支えないか、ご照会申し上げます。

なお、差し支えない場合には、貴管下登記官にその旨周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 株式会社日本政策投資銀行の貸付け等に係る包括委任状の使用について

株式会社日本政策投資銀行の貸付け等に関し、同銀行の事務所長（注）を、同銀行の代表取締役の代理人として、公正証書作成の囑託に関する権限、登記、登録の申請に関する権限及び復代理人の選任に関する権限等を委任するため交付した別紙様式1の委任状を添付して、当該貸付け等に係る登記申請をすること。

（注）事務所は、株式会社日本政策投資銀行の組織上、支店の下部組織に当たり、事務所長は支配人登記を為すことを予定しておらず、同銀行の業務に関し法律上代理権限を有しないものとなる予定。

2. 株式会社日本政策投資銀行への権利の承継に係る登記手続について

日本政策投資銀行を権利者とする所有権及び（根）抵当権等の株式会社日本政策投資銀行への移転又は設定の登記については、次のとおり行うこと。

(1) 申請書は、別紙様式2～6によるものとする。

(2) 日本開発銀行及び北海道東北開発公庫から日本政策投資銀行、日本政策投資銀行から株式会社日本政策投資銀行への権利の承継を証する情報は、その事実が法律上明らかである（廃止前の日本政策投資銀行法附則第6条第1項及び第7条第1項及び株式会社日本政策投資銀行法附則第15条第1項）ので、省略する。

(3) 代理権限証明情報は、代表権を有する取締役、会社法第10条の規定に基づく代理人又はこれらの者から登記手続の権限を委任された者から別紙様式7の委任状を交



付することとする。

3. 登録免許税の非課税措置の経過措置に係る登記手続について

中小企業者等（注）が債務者である場合で、日本政策投資銀行が平成 20 年 9 月 30 日以前に締結した契約に基づき、株式会社日本政策投資銀行が日本政策投資銀行から承継した債権を担保するために受ける抵当権等の設定の登記については、別紙様式 8 の証明書を添付して、登記申請をすること。

（注）中小企業者等とは、法人税法第 2 条第 9 号に規定する普通法人のうち資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社を除いたもの。

以上

様式1

委 任 状

私は、株式会社日本政策投資銀行〇〇事務所長 を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任する。

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目9番1号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役

印

記

1. 株式会社日本政策投資銀行法に基づく貸付けその他の業務に必要な契約又はこれらの業務に伴い株式会社日本政策投資銀行が取得する債権（将来債権を含む。）を担保するための担保権設定契約の締結に関する事
2. 株式会社日本政策投資銀行を債権者又は担保権者とする債権又は担保権につき、その変更（処分を含む。）の契約締結に関する事
3. 前2号の契約につき、公正証書作成の囑託に関する事
4. 株式会社日本政策投資銀行を担保権者とする担保権につき、その設定、移転、変更（処分を含む。）、更正、回復又は抹消の登記、登録の申請に関する事
5. 株式会社日本政策投資銀行を担保権者として登記した工場抵当法第2条による抵当権登記の機械器具目録並びに工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団の財団目録について物件の表示変更、追加、分離又は消滅による変更登記の同意に関する事
6. 株式会社日本政策投資銀行を担保権者として登記した第5号に掲げる財団の分割について工場抵当法第42条ノ2第3項又はその準用規定による抵当権の消滅の承諾に関する事
7. (株式会社日本政策投資銀行法附則第26条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法附則第6条第1項又は第7条第1項及び)株式会社日本政策投資銀行法附則第15条第1項による(日本開発銀行又は北海道東北開発公庫及び)日本政策投資銀行を被承継者とする株式会社日本政策投資銀行に対する担保権の移転又は設定の登記若しくは登録の申請に関する事
8. 弁済金の受領に関する事
9. 委任状及び資格証明情報若しくはその他の添付情報の原本還付請求及び受領に関する事
10. 第4号及び第7号の登記にかかる登記識別情報受領に関する一切の件
11. 第3号、第4号、第7号、第9号及び第10号に掲げる行為をなすにつき復代理人選任に関する事

様式2 (日本政策投資銀行からの承継に係るもの：所有権移転)

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権移転

原 因 平成20年10月1日 株式会社日本政策投資銀行法附則第15条
第1項による承継

権利承継者 (被承継者 日本政策投資銀行)
東京都千代田区大手町一丁目9番1号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役 ○○ ○○

添付書類 登記原因証明情報(省略)、代理権限証明情報、資格証明情報

登記識別情報の交付を希望しない。

平成 年 月 日申請 法務局 支局(出張所)

代理人 住所
氏名 印

登録免許税 株式会社日本政策投資銀行法附則第22条第1項により納付しない。

不動産の表示

様式3 (日本政策投資銀行からの承継に係るもの：(根) 抵当権移転)

登 記 申 請 書

登記の目的 何番(根) 抵当権移転

原 因 平成20年10月1日 株式会社日本政策投資銀行法附則第15条
第1項による承継

権利承継者 (被承継者 日本政策投資銀行)
東京都千代田区大手町一丁目9番1号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役 ○○ ○○

添付書類 登記原因証明情報(省略)、代理権限証明情報、資格証明情報

登記識別情報の交付を希望しない。

平成 年 月 日申請 法務局 支局(出張所)

代 理 人 住所
氏名 印

登録免許税 株式会社日本政策投資銀行法附則第22条第1項により納付しない。

不動産の表示

様式4-1 (平成20年9月30日以前の日を登記原因日付とする抵当権設定登記申請)

登記申請書

登記の目的 抵当権設定

原因 平成 年 月 日金銭消費貸借平成 年 月 日設定

債権額 金 円

利息 年 %

損害金 年 %

債務者 住所
氏名

抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
日本政策投資銀行

設定者 住所
氏名

添付書類 登記原因証明情報、登記識別情報(又は登記済証)、印鑑証明書、
代理権限証明情報、資格証明情報

平成 年 月 日申請 法務局 支局(出張所)

申請人(日本政策投資銀行承継人)

東京都千代田区大手町一丁目9番1号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役 ○○ ○○

代理人 住所
氏名 印

課税価格 金 円

登録免許税 金 円

不動産の表示

様式4-2 (平成20年9月30日以前の日を登記原因日付とする抵当権設定登記申請：
登録免許税非課税)

登 記 申 請 書

登記の目的 抵当権設定

原 因 平成 年 月 日金銭消費貸借平成 年 月 日設定

債 権 額 金 円

利 息 年 %

損 害 金 年 %

債 務 者 住所
氏名

抵 当 権 者 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
日本政策投資銀行

設 定 者 住所
氏名

添 付 書 類 登記原因証明情報、登記識別情報（又は登記済証）、印鑑証明書、
代理権限証明情報、資格証明情報、登録免許税非課税証明書

平成 年 月 日申請 法務局 支局（出張所）

申請人（日本政策投資銀行承継人）

東京都千代田区大手町一丁目9番1号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役 ○○ ○○

代 理 人 住所
氏名 印

登録免許税 株式会社日本政策投資銀行法附則第22条第2項により納付しない。

不動産の表示

様式5 (平成11年9月30日以前の日を登記原因日付とする抵当権設定登記申請)

登記申請書

登記の目的 抵当権設定

原因 平成 年 月 日金銭消費貸借平成 年 月 日設定

債権額 金 円

利息 年 %

損害金 年 %

債務者 住所
氏名

抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番1号
日本開発銀行

設定者 住所
氏名

添付書類 登記原因証明情報、登記識別情報(又は登記済証)、印鑑証明書、
代理権限証明情報、資格証明情報

平成 年 月 日申請 法務局 支局(出張所)

申請人(日本開発銀行の承継人たる日本政策投資銀行承継人)
東京都千代田区大手町一丁目9番1号
株式会社日本政策投資銀行
代表取締役 ○○ ○○

代理人 住所
氏名 印

課税価格 金 円

登録免許税 金 円

不動産の表示

様式6 (平成11年9月30日以前の日を登記原因日付とする抵当権設定登記申請)

登記申請書

登記の目的 抵当権設定

原因 平成年月日金銭消費貸借平成年月日設定

債権額 金 円

利息 年 %

損害金 年 %

債務者 住所
氏名

抵当権者 東京都千代田区大手町一丁目9番3号
北海道東北開発公庫

設定者 住所
氏名

添付書類 登記原因証明情報、登記識別情報(又は登記済証)、印鑑証明書、
代理権限証明情報、資格証明情報

平成年月日申請 法務局 支局(出張所)

申請人(北海道東北開発公庫の承継人たる日本政策投資銀行承継人)

東京都千代田区大手町一丁目9番1号

株式会社日本政策投資銀行

代表取締役 ○○ ○○

代理人 住所
氏名 印

課税価格 金 円

登録免許税 金 円

不動産の表示

様式7

委 任 状

私は、
を代理人と定め、下記事項を処理する一切の権限を委任する。

記

1. 後記物件について、(株式会社日本政策投資銀行法附則第26条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法附則第6条第1項又は第7条第1項に基づく被承継人日本開発銀行又は被承継人北海道東北開発公庫及び)株式会社日本政策投資銀行法附則第15条第1項に基づく被承継人日本政策投資銀行からの権利の承継による所有権移転、(根) 抵当権設定、(根) 抵当権移転登記の申請に関する件
2. 委任状及び資格証明情報若しくはその他の添付情報の原本還付請求及び受領の件
3. 第1号の登記にかかる登記識別情報受領に関する一切の件

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目9番1号

株式会社日本政策投資銀行

代表取締役 印

物件の表示

様式 8

株式会社日本政策投資銀行法附則第 22 条第 2 項に規定する登記又は登録に係る証明申請書

平成 年 月 日

〇〇財務局

〇〇財務事務所長殿

住所
申請者 名称
代表者 印
(担当者及び連絡先)

株式会社日本政策投資銀行の債権を担保するために、別紙記載の担保の目的についてなされる下記の登記又は登録は、株式会社日本政策投資銀行法附則第 22 条第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第 48 条の規定による改正前の登録免許税法（以下「旧登録免許税法」という。）別表第三の二十二の項の第三欄に規定する登記又は登録に該当する旨及び株式会社日本政策投資銀行法附則第 22 条第 2 項に規定する債権を担保するために受けるものである旨証明いただきたく、添付書類を添えて申請します。

なお、当該登記又は登録は、証明日（本証明書に記載された日付）から 3 カ月以内に行い、当該登記又は登録の完了後まで、旧登録免許税法別表第三の二十二の項の第三欄に該当する理由に変更がないことを併せて確約します。また、当該登記又は登録を行わないこととなった場合には、速やかに本証明書を添えて取下げを行います。

記

一、登記又は登録の原因

二、債務者

三、債務者の資本の金額（普通法人の場合）

四、債権額又は極度額

五、旧登録免許税法別表第三の二十二の項の第三欄に該当する理由（いずれかに V をつける）

債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人ではない

債務者が法人税法第二条第九号に規定する普通法人のうち資本の金額が 5 億円以上の法人並びに相互会社及び外国相互会社ではない

六、担保権設定の根拠となる日本政策投資銀行と締結した契約の日付

平成 年 月 日付

契約証書

七、添付書類（添付するものに V をつける）

(商業) 登記事項証明書

その他登記所の発行する証明書類 六の契約証書写し その他

上記の登記又は登録の申請を行う方針であることを確認します。

平成 年 月 日

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 1 号

株式会社日本政策投資銀行

代表取締役 〇〇〇〇 印

証 明 書

上記の登記又は登録は、旧登録免許税法別表第三の二十二の項の第三欄に規定する登記又は登録に該当する旨及び株式会社日本政策投資銀行法附則第 22 条第 2 項に規定する債権を担保するために受けるものである旨を証明する。

平成 年 月 日

〇〇財務局

〇〇財務事務所長 印

法務省民二第2499号

平成20年9月19日

日本政策投資銀行

総裁 室 伏 稔 殿

法務省民事局長

株式会社日本政策投資銀行の設立に伴う不動産登記事務の取扱いについて
(回答)

本月11日付け政経第20-30号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局及び地方法務局に通知しましたので、申し添えます。